

静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

静岡県国民健康保険事業費納付金条例（平成29年静岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p><b>第5条</b> 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。</u></p> <p>(一般納付金所得係数)</p> <p><b>第6条</b> 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額</u></p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p><b>第7条</b> 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p><b>第10条</b> 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要がある</p>	<p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p><b>第5条</b> 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。</p> <p>(一般納付金所得係数)</p> <p><b>第6条</b> 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 算定政令第9条第5項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 算定政令第9条第5項第2号に掲げる額</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p><b>第7条</b> 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p><b>第10条</b> 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要がある</p>

と知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

**第11条** 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

と知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

**第11条** 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。